

## 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度屋久島町の診療所事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 診療所費	1 診療所事業費	電算システムソフト改修事業（栗生診療所）	990
2 診療所費	1 診療所事業費	電算システムソフト改修事業（永田診療所）	990